

裁判所の新型コロナウイルス感染症対策 による憲法上の裁判を受ける権利侵害

吉原 裕 樹

《要旨》 コロナ禍のもとで、日本の裁判所が司法機能を維持しようとする試みのなかには、憲法上の裁判を受ける権利（以下「本権利」という）を侵害するものがある。まず、東京地方裁判所による破産申立ての自粛要請は、本権利のうち裁判請求権の側面を侵害するものであった。また、コロナ禍における裁判期日の一律取消しは、裁判手続の大幅遅滞を招き、本権利保障の一環たる適時審判の原則を侵害するものであった。さらに、コロナ禍以前から継続されてきた、裁判所による和解の押し付け・強引な結審は、本権利のうち、裁判手続への主体的参画保障を侵害するものであった。

目 次

- 第1 はじめに
- 第2 裁判請求権・訴権
- 第3 適時審判の原則
- 第4 裁判手続への主体的参画保障
- 第5 おわりに

第1 はじめに

1 本稿の目的

日本の裁判所は、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という）の世界的大流行（日本では特に2020年4月以降に深刻化した。以下「コロナ禍」という）のもとで、司法機能を維持するため、さまざまな対策を講じた。この対策のなかには、私人の裁判を受ける権利（日本国憲法32条等）を深刻に侵害するものがあつた。本稿の目的は、裁判所のいかなるコロナ対策が、裁判を受ける権利のいかなる側面を、どのように侵害したか、を明らかにする点にある。

裁判を受ける権利には、裁判手続の迅速性保障（「適時審判の原則」）が含まれる⁽¹⁾。日本の裁判所は、コロナ禍のもとで、COVID-19の感染拡大を避けつつ裁判手続を継続するために、ウェブ裁判（裁判手続IT化）を積極的に活用するようになった⁽²⁾。同活用は、適時審判の原則、ひいては、裁判を受ける権利の実質的保障に資する側面がある⁽³⁾。この見方は、コロナ禍のもとで裁判所が司法機能を維持しようとする試みのうち、裁判を受ける権利にとっての積極面に着目したものである。

他方で、コロナ禍のもとで裁判所が司法機能を維持しようとする試みは、裁判を受ける権利を侵害するという消極面も有している。たとえば、同試みの代表例はウェブ裁判の積極的活用であるところ、木下昌彦は、刑事施設に収容されている者は物理的にインターネットから遮断されているし、ITアクセス困難者は事実上インターネットから遮断されているから、ウェブ裁判の義務付けは、これらの者にとって、裁判を受ける権利の侵害となりうると論じている⁽⁴⁾。しかし、ウェブ

裁判に関するもの以外に、裁判所の上記試みが、裁判を受ける権利を侵害する（場合がある）旨指摘する憲法学説はほとんどない。そこで本稿は、コロナ禍のもとで裁判所が司法機能を維持しようとする試み（ただし、ウェブ裁判に関するものを除く）が、裁判を受ける権利を侵害する局面をとり上げる。

裁判を受ける権利は、さまざまな側面・保障内容をもつ。本稿では、これらの保障内容ごとに検討を行う。

2 検討対象とする裁判手続

憲法学の通説は、最高裁判所判例が、裁判を受ける権利の対象となる裁判手続を「(性質上)純然たる訴訟事件」に限定していることを批判している⁽⁵⁾。以下のとおり、この批判は正当である。

たとえば、家事審判事件は一般に、非訟事件であると理解されている⁽⁶⁾。しかし、家事審判事件の一つである遺産分割審判（家事事件手続法別表第二第12項）は、当事者が厳しく争う場合が多い（＝紛争性が非常に高い）。そのため、事件の性質が訴訟事件に相当に類似する。このように、非訟事件のなかにも、その性質が訴訟事件に類似するものは少なくない。そのため、最高裁判所判例のように、「(性質上)純然たる訴訟事件」とそれ以外とを截然と区別し、前者だけを裁判を受ける権利の対象とすると、同権利の保障範囲が狭きに失することとなる。

しかし、そうすると次に、裁判を受ける権利の射程はすべての裁判手続に及ぶのか、それとも、なお一定の限界があるのかという問題に直面する。本稿の主題から外れるため、本稿ではこの点に立ち入らず、ひとまず、裁判を受ける権利の射程は、「純然たる訴訟事件」以外のさまざまな裁判手続に及ぶと理解しておく。

第2 裁判請求権・訴権

1 従来の憲法学説

憲法学の通説は、裁判を受ける権利の保障内容として、民事・行政裁判における裁判請求権ないし訴権を認める。具体的には、裁判所に適法な訴えがあった場合には、裁判所は必ず裁判を行わなければならない、言い換えれば、「裁判の拒絶」が禁止されると説く⁽⁷⁾。

2 コロナ禍

(1) 破産申立ての自粛要請

裁判請求権との関係では、コロナ禍における、東京地方裁判所による破産申立ての「自粛要請」が重要である。すなわち、2020年4月、「東京地方裁判所民事第20部（破産再生部）は、緊急事態宣言の解除を待つことができない事情がある事件を除き、破産などの不急の申立てを控えるよう東京の三弁護士会に要請した」⁽⁸⁾。この要請は、裁判所に対する申立て等を緊急性の高いものに限り、司法機能を維持しようとする試みであった。

(2) 自粛要請の事実上の強制力

コロナ禍の日本では、行政機関から飲食店等に対し、営業の「自粛要請」が繰り返された。この「自粛要請」は、任意の協力要請という形態をとっているものの、（日本社会の同調圧力をも背景として）事実上の強制力が強い。そのため、法的強制力を伴う行政活動ないしそれに準ずるものとして論ずる必要があるとの見解が有力である⁽⁹⁾。

コロナ禍の日本では、「自粛警察」などのかたちで、日本社会の同調圧力があらためて顕在化した。そのことからすると、上記見解には大きな説得力がある。

東京地方裁判所による上記「自粛要請」は、東京の三弁護士会だけでなく、日本社会に広

く報道された⁽¹⁰⁾。そのため、上記「自粛要請」についても、上記見解は十分に妥当しうる。

(3) 破産申立ての要急性

裁判所は従前、破産申立て代理人弁護士に対し、破産申立てはできるだけ迅速に行う必要があると強調してきた。その理由として、債権者による不当な財産減少行為や証拠散逸の防止はもちろんであるが、「破産申立てが遅延することによって、破産申立てまでの間に、債権者が、自身の債権の回収を図るべく支払不能の状態にある申立債務者に対して弁済や担保の設定を強要したり、給与等の差押え、商品や事業用機械、自動車といった動産類の引揚げなどの行為をしたりする可能性も高ま」とされてきた⁽¹¹⁾。

実際、債務者が破産申立準備に入ってから破産申立てをするまでの間に、破産申立てに対して強い不満を抱く債権者が、債務者ないしその代理人弁護士に対し、粗暴ないし圧迫的な態様で、弁済やリース物件等の引渡しを要求することは珍しくない。

一方で、債務者が破産申立てを行えば、(管財事件であれば)まもなく裁判所が破産管財人を選任し(破産法31条1項)、以後はもっぱら破産管財人が財産管理・処分等の業務を行うため(破産法78条1項)、債務者＝破産者ないしその関係者に直接の危害が及ぶ可能性は大幅に減少する。

このように、迅速な破産申立ては、債務者ないしその関係者を、債権者による不当な要求・圧迫等から守り、身体的安全を確保するためにも、非常に重要である。そのため、「不急の破産申立て」は存在しないと言っても過言ではない。

(4) 憲法的評価

それにもかかわらず、東京地方裁判所は、弁護士会に対し、不急の破産申立てを控えるよう要請した。そのため同要請は、破産事件

における裁判を受ける権利保障に対する制約として、決して軽視することができない⁽¹²⁾。

第3 適時審判の原則

1 従来の憲法学説

刑事事件については、日本国憲法37条1項が明文で、迅速な裁判の保障を定めている。他方で民事・行政事件については、日本国憲法上、迅速な裁判の保障を定める明文規定はない。しかし、民事・行政事件においても、迅速な裁判の保障が、裁判を受ける権利の要素となるとされる⁽¹³⁾。憲法学説が、迅速な裁判の保障を、憲法上の原則として位置付けたのが、「適時審判の原則」である。その保障根拠として、「事実関係の解明不能、裁判の意義が失われた時点での裁判の無意義性」などが挙げられる⁽¹⁴⁾。

2 コロナ禍

(1) 裁判期日の一律取消し・大幅遅滞

適時審判の原則との関係では、コロナ禍における裁判期日の一律取消し・大幅遅滞が重要である。

2020年4月、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされたことにより、緊急事態宣言の対象地域内のほとんどの裁判所において、期日が一律に取り消されるという事態が生じた。また、緊急事態宣言の対象地域外の裁判所においても、裁判官をはじめとする裁判所職員が県境をまたいで通勤することができず期日が取り消されるという事態も生じた。さらに、緊急事態宣言解除後も、裁判官を含む職員の登庁人数が制限される等の業務縮小の影響や、新型コロナウイルス感染症対策のために利用できる部屋等が制限されることになった影響により、期日が入りにく

い事態も生じた」⁽¹⁵⁾。

コロナ禍で対面による裁判期日を実施すると、裁判所職員や裁判関係者の間でCOVID-19が拡大し、ひいては司法機能が維持できなくなるおそれがある。裁判期日の原則的一律取消しは、このような事態を回避しようとする試みであった。

裁判期日の一律取消しにより、裁判手続は大幅に遅滞した。その程度を、具体的数値によって確認しよう。東京地方裁判所（本庁）における第一審民事通常訴訟の既済件数（終了事件数）について、コロナ禍前後を比較すると、2019年4月（コロナ禍前）には2277件であったのに対して2020年4月（コロナ禍）は667件（前年同月比29%）、2019年5月には2638件であったのに対して2020年5月には590件（前年同月比22%）であった。これらの数値から、コロナ禍のもとで、東京地方裁判所（本庁）における既済件数（終了事件数）が大幅に減少していること、ひいては、裁判手続に大幅な遅滞が生じていることが分かる⁽¹⁶⁾。

(2) 当事者等の不利益

以下では、裁判期日の一律取消し及びそれによる裁判手続の大幅遅滞のため、当事者等に生じた不利益の内容・程度を確認する。

ア 刑事裁判

裁判期日の一律取消しは、被告人が身体拘束されている刑事裁判で、被告人に特に重大な不利益をもたらした。この点について、弁護士会は以下のとおり報告している。

「裁判所は、緊急事態宣言が出されると、弁護士が反対した場合でも、多くの事件で公判期日を取り消し、延期した。……2020年3月末以降に予定されていた裁判員裁判の公判期日は、ほぼ全て指定された期日を取り消された。その3か月後の6月末頃から、徐々に期日指定がなされるようになった。その間、勾留されていた被告人の多くは、継続して身

体拘束されていた」⁽¹⁷⁾。

大阪府では、「令和2年〔=2020年〕4月7日から5月25日にかけて発令された緊急事態宣言下においては、ほぼ全ての公判期日を取り消された。弁護人が期日の取消に消極の意見を述べたにもかかわらず取り消されたとの報告も受けている。例えば、在宅の被告人の裁判で、公訴事実を認め、執行猶予が見込まれる事件であって、判決の読み上げに10分とかからないと予想されるような判決宣告期日まで取り消されることがあった。弁護人より、判決宣告期日が短時間で終了することが予想され、当時、検察庁、裁判所、担当弁護士及びその事務所、被告人本人など、当該裁判関係者において感染者または濃厚接触者が認められず、具体的危険性は認められないため、『やむを得ない場合』（刑訴法規則〔原文のまま〕182条1項）に該当しないとの意見を述べたが、裁判所は、緊急事態宣言下において当該裁判期日を実施すべき緊急の事情がないことや、在宅の被告人の裁判において期日を取り消さないと判断された例は（当時において）ない、といった理由から、期日取消の判断をしたという事例があった」⁽¹⁸⁾。

イ 民事・家事裁判

民事・家事裁判でも、期日の一律取消しによる大幅遅滞は深刻であった。すなわち大阪府では、「令和2年〔=2020年〕4月7日の緊急事態宣言を受けて、御庁〔=大阪高等裁判所・大阪地方裁判所・大阪家庭裁判所〕においては、民事保全事件やドメスティックバイオレンス事件、子の監護に関する事件等、特に緊急性のある事件に限り審理を行い、その他の事件については一律に期日を取り消された。その後、同年6月頃から期日が入り始めたが、事件によっては同年8月になってようやく期日が入るといった状態であった」⁽¹⁹⁾。

一見すると緊急性が高くないように見える民事・家事裁判であっても、手続の大幅遅滞

により、当事者・関係者が重大な不利益を受ける場合は少なくない。たとえば、認知症高齢者が消費者被害に遭っているため、一刻も早く成年後見開始の審判を行い、被害拡大防止と被害回復を図らなければならない成年後見事件とか、両親が子どもの親権・面会交流等について厳しく争い、子どもの生活が安定しない結果、子どもが学校に通学できていない離婚事件などがその例である。

(3) 憲法的評価

裁判所がコロナ禍にて、裁判期日を原則として一律に取り消したため、裁判手続が大幅に遅滞した。上記(1)・(2)のとおり、この一律取消しは、裁判手続の進捗状況や事件の内容をほとんど考慮しないものであった。そのため、同一律取消しにより、裁判を受ける権利の一環たる「適時審判の原則」が大きく侵害されるとともに、被告人の身体的自由や、裁判関係者の生活の安定にも、重大な不利益が生じた。

第4 裁判手続への主体的参画保障

1 従来の憲法学説

有力な憲法学説によれば、裁判を受ける権利は、当事者が裁判手続に主体的・能動的に参画し、裁判手続と裁判結果に影響を及ぼしうることを保障している。

すなわち、笹田栄司によれば、「訴訟当事者が裁判手続の単なる客体にとどまることなく裁判手続の過程そして結果に影響を行使しうることを『裁判を受ける権利』は保障しなければならない。手続の主体としての訴訟当事者は裁判所に対する単なる情報の提供者にとどまることなく、手続過程に能動的にも影響を行使しうるものでなければならない」⁽²⁰⁾。また、片山智彦によれば、「裁判を受ける権利は、審尋請求権を含むと解すべきである。

審尋請求権は、裁判に際して問題となる事実および法的事項について、自己の見解を表明する機会の保障を求める権利である」⁽²¹⁾。

なお、市川正人が、訴訟の迅速化が裁判を受ける権利の要請であるとしつつ、「他方、訴訟の迅速化だけが自己目的化し、手続の適正さ、公平さを損なうことがあれば、訴訟当事者の裁判を受ける権利の侵害とさえなりうる」⁽²²⁾と指摘しているのは重要である。

2 コロナ禍及びそれ以前からの事例

(1) 強引な訴訟指揮

和解の押し付け・強引な結審をはじめ、早期に裁判手続を終結させるため、裁判官が強引な訴訟指揮を行う事案は、コロナ禍以前から多数報告されてきた。そのような強引な訴訟指揮は、コロナ禍に特有のものではないが、コロナ禍のもとで(も)無理やりに裁判手続を進行させるため頻繁にとられた手法なので、本稿の検討対象とする。

(2) 和解の押し付け

ア コロナ禍前から報告されていた実態

コロナ禍前から、民事・行政裁判における、裁判官による和解の押し付けは重大な問題であった。

瀬木比呂志は、東京地方裁判所部総括判事・最高裁判所調査官などの経験に基づき、日本の裁判所組織の問題点について、鋭い批判を展開してきた。瀬木によれば、「日本の裁判官には、当事者に和解を押し付ける、無理強いする傾向が非常に強く、これも大きな問題である。……和解の無理強い傾向の理由については、一つには、事件処理を急ぐ、件数をかせぐということがある。日本の裁判官は評価との関係で月々の事件処理件数を非常に気にしており、判決を書かないで手早くすむ和解で事件を終えたがる」⁽²³⁾。

日本の裁判所における和解勧誘では、「裁判官が交互に当事者の一方ずつと和解の話を

するという形式（交互面接型）」が一般的であるところ⁽²⁴⁾、交互面接型の和解勧誘では「裁判官によっては、全般的な心証のみならず個々の主張や証拠の具体的な評価についても、自分の思っていることをそのまま告げずに、当事者に不利に潤色する。はなはだしい場合には、双方の当事者に『負けますよ』と告げて和解を成立させる裁判官もいる。双方の代理人が廊下に出た後で雑談しているうちにそのことが判明して憤慨したという話を、私は、何回も聞いたことがある」⁽²⁵⁾。

2021年7月に実施された弁護士らによる座談会では、弁護士らは、和解を強要する裁判官について、以下のように発言した⁽²⁶⁾。「和解させようとして、嘘をつく裁判官に何度か出会ったことがあります。心証らしきものを開示してきて、『負かされなくなかったら、和解しろ』ということをや外に匂わせながら説得してくるんですよね。ただ、『依頼者を説得できなかった。申し訳ないが、和解できないので判決を下してほしい』と裁判官に言って、いざ蓋を開けてみたら、こちらが勝ったということもあります」（大阪弁護士会所属弁護士の発言）。

草野芳郎は、鹿児島地方裁判所所長や広島高等裁判所部総括判事を歴任したキャリア裁判官であり⁽²⁷⁾、その著書の副題に「和解は未来を創る」と付するほど、和解に積極的である。そのような草野ですら、以下のとおり、日本の裁判所で、問題のある和解勧誘が少なくないことを認めている。草野によれば、「和解に対する批判や不満もよく耳に聞こえるところ。例えば、裁判官が脅迫的に和解を押しつけてくるとか、足して二で割るような解決案しか示していないとか、事件を落とすことだけに目を奪われているとか……いろいろな批判や不満を耳にします」⁽²⁸⁾。

大阪弁護士会は、2012年6月から8月まで、同会所属弁護士に対して、民事裁判の実態に関するアンケート調査を行った。同調査の結果によれば、「裁判所から強引な和解勧

誘がありますか」という質問に対して、回答の分布は、「よくある」が12%（42件）、「時折ある」が49%（178件）、「ほとんどない」が39%（141件）、であった⁽²⁹⁾。

2003年から2020年まで、多くの法学者が参加して、民事紛争に関する全国調査が断続的に行われ、その調査結果に基づく法社会学上の研究が積み重ねられてきた。同研究によれば、2007年・2018年のいずれの調査でも、「裁判官が和解を強く勧めていると弁護士が認識するほど、和解によって第一審が終局する傾向にある」⁽³⁰⁾。また、裁判の当事者が、裁判の結果（判決又は和解。判決には敗訴判決も含む）を、自分にとって有利なものとして理解したか不利なものとして理解したかを調査したところ、2006年・2011年・2016年のいずれの時点においても、判決により裁判が終結した当事者は、和解により裁判が終結した当事者よりも、有意に有利側に傾いた回答を行った⁽³¹⁾。

これらの調査結果は、和解の押し付けに対する上記各批判に適合するものである。

イ コロナ禍における実態

大阪弁護士会は、裁判制度改善のため、同会所属弁護士から大阪府内の裁判官に関する情報を収集し、定期的に収集結果を公表している。大阪弁護士会所属弁護士が、（コロナ禍の続く）2021年4月から2022年3月までの間に大阪弁護士会に提供した、大阪高等裁判所・大阪地方裁判所の民事裁判官に関する情報として、以下のものがある⁽³²⁾。

「根拠に基づかない独自の心証を明らかにして和解を押し付けようとした」。「審理が始まったばかりの頃に強引に和解させようとし、心証が固まっていないにもかかわらず、このままでは敗訴するとか、控訴しても負けるとかとの脅迫的な言辞を弄して高圧的な態度で和解を迫ってきた」。「数回しか期日を重ねていないのに和解協議に入り強引に和解させようとしたために当事者双方から和解を拒絶さ

れ、和解の見込みがなかったことから、証拠調べ手続に進むのかと思いきや、人証手続をして判決を書くのが嫌で時間稼ぎをしようとしたのか、そこから、当事者双方に主張書面の提出を指示し始めた。「当事者への和解の押し付けが強引である。しかも和解金額の根拠がはっきりわからない。「尋問もしていないのに、前回の和解案と真逆の和解案を提案される」。「裁判官自身を感じている経済的合理性という理由のみをもって、こちらに和解を強引に勧めてくる」。「和解の勧試が強引に過ぎる・説得的でない。『被告代理人が別の人になって有効な反論が出たら、いまの水準よりも下がるかもしれない』旨の発言があり、抽象的なリスクを理由に和解に応じるよう求められた」。「事案に対する理解のないままに、足して2で割ったような和解を勧めているように感じられる」。

ウ 当事者にとっての和解勧試拒絶の困難性

裁判官は裁判において、最終的判断権者として非常に強い地位にある。民事・行政裁判の当事者は、裁判官による和解勧試を拒絶した場合、その心証を大きく害し、判決内容が不利なものとなることを恐れる。そのため、民事・行政裁判の当事者が、裁判官の和解勧試を拒絶することは、決して容易でない。

瀬木による上記アの指摘のとおり、裁判官の人事評価において、事件処理件数は非常に重視される。しかも、同人事評価上、「事件の処理がどんなに早くても、控訴率が高くなれば、それはそれで問題」であるとされる⁽³³⁾。裁判官は、裁判上の和解を成立させれば、時間をかけて判決文を書く必要もないし、上訴されるおそれも（ほとんどまったく）なくなる。しかも、裁判上の和解について無効・取消しが認められることはほとんどない（実体法上の民法696条参照）。そのために、裁判官は強引な和解勧試を行うのである。

上記のとおり、裁判官の人事評価において裁判上の和解が非常に有利であることからす

れば、当事者が裁判官による和解勧試を拒絶した場合、当該当事者に対する裁判官の心証が大きく害されるという懸念にも、十分な理由がある。

市川正人は上記1のとおり、訴訟の迅速化自体が自己目的化すると、裁判を受ける権利保障をかえって損なう旨警鐘を鳴らしていたところ、市川の懸念は（残念ながら）的中したといわざるをえない。

エ 憲法的評価

裁判官による強引な和解勧試は、裁判を受ける権利の核心たる、裁判手続への主体的参画保障を損なう。瀬木の上記指摘、及び、座談会における弁護士の上記発言で言及されているように、交互面接型の和解勧試において、裁判官が両当事者に対して「負けますよ」と告げて和解を成立させる例は、今なお稀ではない。かかる詐術的手法が、裁判を受ける権利保障の一環たる、裁判手続への主体的参画保障を致命的に侵害することは、いうまでもない。

笹田栄司は最近、立法を含む政策形成にとって、大規模訴訟における訴訟上の和解が有意義であると論じた⁽³⁴⁾。しかし、訴訟上の和解に対して積極的な位置付けを行うと、裁判官による和解の押し付けを助長し、裁判を受ける権利の核心たる、裁判手続への主体的参画保障を大きく損なうおそれがある。この懸念は、大規模訴訟だからといって軽視できるものではない。笹田栄司及び私見のように、裁判を受ける権利の核心に裁判手続への主体的参画保障を位置付けるかぎり、日本の司法実態からすると、訴訟上の和解に対しては、消極的・警戒的にならざるをえない。

(3) 量刑相場の偏重

ア コロナ禍以前から報告されてきた実態

刑事訴訟においても、裁判手続を早期に終結させるため、裁判所が強引な訴訟指揮を行う事例がしばしば見られる。その典型例

は、「量刑相場」⁽³⁵⁾の偏重、及び、量刑相場上、重要でないといわれる事柄について、証拠調べの必要性が乏しいとして、当事者（特に被告人・弁護人）の証拠請求を却下し（あるいは証拠請求等の撤回を執拗に求め）、強引に結審するというものである⁽³⁶⁾。

元裁判官の森炎は、量刑相場について、以下のように述べる。「裁判には、一般的な感覚とはやや違った『刑の相場観』が存在しています。これまで、裁判は、前例を重視する先例主義で行われてきましたが、膨大な数の事件が集積されるうちに、自然と刑の相場が形成されてきました。それが量刑相場といわれるものです。……実は、裁判を始める前から、どのような刑になるか、事件のタイプによって大枠は決まってしまうともいえます。また、こうした相場は裁判所の内部で形成されてきたものですから、常識や市民感覚と必ずしも一致するとは限りません」⁽³⁷⁾。

イ コロナ禍における実態

上記(2)イと同様に、大阪弁護士会所属弁護士が、(コロナ禍の続く)2021年4月から2022年3月までの間に大阪弁護士会に提供した、大阪高等裁判所・大阪地方裁判所の刑事裁判官に関する情報として、以下のものがある⁽³⁸⁾。

「量刑データベースに沿った判断」。「前刑執行猶予期間経過後すぐの覚醒剤使用事案で、薬物依存症の治療に関する主治医の精神科医の証言を評価せず、一部執行猶予も考慮した様子もない」。「できる限り裁判所側の作業を減らそうとする発言ばかり」。

ウ 覚醒剤取締法違反被告事件

ここで、刑事裁判実務上、件数が多いといわれる、(覚醒剤自己使用をはじめとする)覚醒剤取締法違反被告事件に着目しよう。2020年、地方裁判所における第一審刑事通常事件の終局人員は4万7000人超であるところ、そのうち7100人超が覚醒剤取締法違反事件

であった⁽³⁹⁾。

覚醒剤自己使用の量刑相場について、「使用量自体が量刑に大きく影響するということは少ないであろう。……覚せい剤の使用事案では、最も直截に量刑判断の結論に影響するのは、同種前科の有無、内容といっても過言ではない」⁽⁴⁰⁾と説かれている。

前科情報は検察庁が保管しており、同種前科は、検察官の証拠提出する前科調書等にて容易に認定可能である。そのため、覚醒剤取締法違反被告事件では、量刑相場に従えば、ほとんどもっぱら、同種前科の有無・内容によって量刑判断を行うこととなり、しかもその判断は容易である。

そのため裁判官は、覚醒剤取締法違反被告事件で、(ほとんどもっぱら)同種前科の有無・内容によって量刑判断を行うことで、早期に多数の事件を終了させ、「処理事件数をかせぐ」ことができる。

その結果、裁判官は、とりわけ覚醒剤取締法違反被告事件で、当事者（特に被告人・弁護人）の証拠請求に対し、必要性がないとして却下する傾向が強くなる。

エ 憲法的評価

しかし、裁判官が実際に証拠の内容に触れなければ、量刑判断に影響を及ぼすかどうかは分からない。また、被告人にとっては、立証活動により量刑が少しでも軽くなることについて、大きな利害関係がある。

そのため、裁判官が量刑相場を偏重し、当事者（特に被告人・弁護人）の証拠請求をたやすく却下する訴訟指揮は、裁判を受ける権利の核心たる裁判手続への主体的参画保障を、大きく侵害するものである⁽⁴¹⁾。

オ 付言——裁判員量刑検索システム

裁判員量刑検索システムは、2008年4月1日以降の裁判員裁判対象事件について、事案の概要・凶器の種類・被害の程度・共犯者の有無・反省の度合い・被害者の処罰感情など

の項目に従ってデータベース化したものである。同システムにて、検索条件を指定して検索すれば、適合する事例の1年ごとの量刑区分別の件数（たとえば、懲役3年を超え4年以下の事例が28件、懲役4年を超え5年以下の事例が36件等）が量刑分布グラフとして表示されるほか、該当する事例の概要も閲覧することができる。

この裁判員量刑検索システムは、量刑相場を数値化したものといえるところ、裁判所は同システムにつき、「裁判員が量刑意見を考える上で提示されるべき量刑傾向の資料としての確なものといえ、裁判員裁判における量刑判断の合理性を担保する大きな要素となる」⁽⁴²⁾ などとして、その積極的活用を説いている⁽⁴³⁾。

同システムの積極的活用は、量刑相場のさらなる重視、当事者（特に被告人・弁護人）の立証活動に対する制約をもたらし、ひいては、裁判を受ける権利の核心たる裁判手続への主体的参画保障を、大きく侵害する可能性がある。

(4) 救済方法

現行法上、裁判所には、訴訟指揮について広範な裁量が認められている。そのため、裁判所が強引な訴訟指揮を行った場合に、当事者が実効的に対抗することはきわめて難しい。

「裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情がある」（民事訴訟法24条1項）、裁判官が「不公平な裁判をする虞がある」（刑事訴訟法21条1項）として、裁判官について忌避申立てをすることは考えうるが、実務上、忌避申立てが認容されることは、ほとんど皆無である⁽⁴⁴⁾。

特に、問題のある訴訟指揮を行う裁判官が小規模裁判所に所属していると、その地域で生ずる訴訟の相当部分を、当該裁判官が担当することになり、影響は深刻なものとなる。そのため、苦肉の策として編み出されたのが、いわゆる「栄転決議」であった。栄

転決議とは、弁護士会が、当該裁判官が所属する裁判所（所長）に対し、「この裁判官はあまりに問題があるから、このような過疎地にとどめることなく、都市部に『栄転』させてほしい」旨決議するものである。栄転決議は、その性質上、決して表沙汰にされることはなく、今では、小規模弁護士会で行われることがあったと伝説的に語られるのみであるが、たしかに実在した⁽⁴⁵⁾。

栄転決議は、裁判官の独立（憲法76条3項）を侵害するものといわざるをえないが、かような手段しか選ぶことができない、小規模弁護士会所属の弁護士らの苦悩をも推測することができる。

日本の憲法学説は、裁判所の強引な訴訟指揮について、ほとんど認識してこなかった。そのため必然的に、同訴訟指揮を憲法問題として捉えることもほとんどなかった。しかし、「裁判手続への主体的参画保障」は裁判を受ける権利の核心部分であるから、裁判所の強引な訴訟指揮を、正面から裁判を受ける権利の侵害と捉え、最高裁判所による救済等（民事訴訟法312条1項、刑事訴訟法405条1号）を認める必要がある。

第5 おわりに

本稿では、コロナ禍のもとで裁判所が司法機能を維持しようとする試みが、裁判を受ける権利を侵害する局面を明らかにした。

裁判所による裁判を受ける権利侵害を、事前に予防することは決して容易ではない。

しかし、裁判官による和解の押し付けは、和解期日・弁論準備手続期日などの非公開手続でなされることが多い。また、裁判所が争点を強引に限定して、当事者（特に被告人・弁護人）による証拠請求をたやすく却下する事態は、公判前整理手続で生ずる場合が多いところ、同手続も非公開の手続である。

現在の日本では、憲法における裁判の公開

原則は、著しく空洞化・形骸化している⁽⁴⁶⁾。そこで、裁判の公開を実質的に保障すれば、裁判とその公正に対する私人の監視が強化され、裁判所による人権侵害の予防に資するであろう。

注

- (1) 片山智彦『裁判を受ける権利と司法制度』（大阪大学出版会、2007年）56頁。
- (2) 民事裁判IT化（民事ウェブ裁判）の動きを背景として、刑事（裁判）手続でも、刑事訴訟法等の改正によるIT化が急速に進行しようとしている。しかし、民事裁判IT化では、COVID-19対策の必要性が正面から論じられたのに対し、刑事手続IT化では、COVID-19対策はほとんど論じられていない。たとえば、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会「第1回会議（2022年7月29日）議事録」（2022年〔7月29日〕）法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/shingil/shingi06100001_00059.html）、池田公博「刑事手続のIT化——『刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会』取りまとめ報告書を踏まえて」刑事法ジャーナル73号（2022年8月号）36-45頁。その理由は、刑事手続IT化では、対面の裁判手続をウェブ会議によって代替するというよりも、紙媒体（による手続）のデジタル化・オンライン化に重点がおかれているためであろう。
以下、本稿に引用するウェブサイトへのアクセス日は、いずれも2023年4月8日である。
- (3) 吉原裕樹「ウェブ裁判（裁判手続IT化）の憲法論」判例時報2481号（2021年7月1日号）101頁。
このほかに、ウェブ裁判について、主に憲法の見地から論ずる研究として、以下のものがある（刊行順）。水谷瑛嗣郎「オンライン裁判から考える『裁判』像——憲法の視点から」法学セミナー791号（2020年12月号）36-43頁、岡野誠樹「リモート裁判——裁判

の公開性はリモート手続によって確保されるのか」大林啓吾編『コロナの憲法学』（弘文堂、2021年〔3月〕）236-250頁、木下昌彦「民事裁判手続のIT化における憲法問題——ITアクセス困難者と裁判を受ける権利——」法とコンピュータ（法とコンピュータ学会）39号（2021年〔7月〕）3-13頁、吉原裕樹「裁判を受ける権利と被害者秘匿制度——ウェブ裁判（裁判手続IT化）の奇妙な展開」月刊大阪弁護士会201号（2021年10月号）67-72頁、笹田栄司「民事裁判手続のIT化と憲法」判例時報2505号（2022年3月1日号）108-118頁、吉原裕樹「ウェブ裁判（裁判手続IT化）を拡大するための2022年5月改正民事訴訟法とその憲法学的考察」月刊大阪弁護士会209号（2022年6月号）38-45頁。

なお、君塚正臣『続 司法権・憲法訴訟論——刑事手続と司法審査——』（法律文化社、2023年）165-187頁は、片山智彦による裁判を受ける権利の憲法解釈論を、ウェブ裁判に適用した結果について論じている。

- (4) 前掲注3・木下昌彦、特に10-13頁。
- (5) 芦部信喜『人権と議政』（有斐閣、1996年）274-279頁、木下智史・只野雅人編『新・コンメンタール 憲法（第2版）』（日本評論社、2019年）381-384頁（倉田原志執筆部分）、長谷部恭男編『注釈日本国憲法(3) 国民の権利及び義務(2)・国会』（有斐閣、2020年）302-307頁（宍戸常寿執筆部分）。
- (6) 秋武憲一・片岡武編著『コンメンタール家事事件手続法I』（青林書院、2021年）8-10頁（秋武憲一執筆部分）。
- (7) 前掲注5・芦部249-251頁、前掲注5・長谷部編297-298頁（宍戸常寿執筆部分）、前掲注5・木下智史ほか編382頁（倉田原志執筆部分）。
- (8) 杉本純子「緊急事態下における裁判手続のあり方——IT化促進の必要性」BUSINESS LAW JOURNAL 153号（2020年12月号）13頁。倒産手続のIT化研究会「倒産手続の

- IT化に向けた中間取りまとめⅡ」(2021年[10月15日])事業再生研究機構ウェブサイト(<https://jabr.smoosy.atlas.jp/ja/iinkai>)1頁も参照。
- (9) たとえば、板垣勝彦「新型コロナウイルスと都市生活」同『都市行政の変貌と法』(第一法規、2023年)155-176頁(初出は、板垣勝彦「新型コロナウイルス雑感——自粛要請、休業と補償、都市封鎖——」横浜法学〔横浜国立大学〕29巻1号〔2020年9月号〕185-204頁)、山本真敬「休業補償の憲法問題——憲法上『補償』は義務づけられるのか」大林啓吾編『コロナの憲法学』(弘文堂、2021年[3月])139-142頁。大林啓吾「法制度の憲法問題——新型コロナウイルス感染症のケースを素材にして」大林啓吾編『感染症と憲法』(青林書院、2021年[3月])49-53頁、大林啓吾『公衆衛生法 感染症編』(弘文堂、2022年[11月])141-149頁も参照。
- (10) たとえば、東京商工リサーチ「『不急の破産など申立てを控えるように』東京地裁が要請、緊急事態宣言を受けて」(2020年[4月9日])東京商工リサーチウェブサイト(https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1189792_1527.html)。
- (11) 川畑正文ほか編『はい6民です お答えします——倒産実務Q&A——(第2版)』(大阪弁護士協同組合、2018年)79頁。同書の編者は、いずれも、大阪地方裁判所第6民事部(倒産部)の(現・元)裁判官である。同書は、大阪地方裁判所の破産事件について調査するに際して、事実上必読の実務書として位置付けられている。
- (12) 東京地方裁判所による要請は、本文掲記のとおり、債務者の身体的安全を危険にさらしかねないものである。破産法の目的の一つは、債務者の経済的再生にあるところ(破産法1条)、債務者の身体的安全は、経済的再生にとって必要不可欠である。その意味で、上記要請は、破産法の基本的目的にも違背しうる。
- (13) 市川正人「裁判へのアクセスと裁判を受ける権利」公法研究63号(2001年)208-209頁。
- (14) 以上につき、前掲注1・片山56頁。
- (15) 日本弁護士連合会編『COVID-19と人権に関する日弁連の取組——中間報告書——』(2021年[2月])日本弁護士連合会ウェブサイト(<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/news/2021/210209.pdf>)87頁。
- (16) 最高裁判所『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第9回)』(2021年[7月])裁判所ウェブサイト(https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/hokoku_09/index.html)26頁。
- (17) 前掲注15・日本弁護士連合会編91頁。
- (18) 大阪弁護士会『令和2年度 司法事務協議会 協議結果要旨』(大阪弁護士会、2021年[2月1日])28頁(大阪弁護士会発言部分)。
大阪弁護士会は、毎年、大阪高等裁判所・大阪地方裁判所・大阪家庭裁判所・大阪高等検察庁・大阪地方検察庁などとの間で、司法事務協議会を実施している。同協議会には、大阪高等裁判所所長・大阪地方裁判所所長、大阪高等検察庁検事長・大阪地方検察庁検事正など、各機関の代表が出席する。前掲書は、2021年2月1日に実施された司法事務協議会の協議結果要旨である。
本文に引用したのは、大阪弁護士会が、上記司法事務協議会にて、大阪高等裁判所と大阪地方裁判所に対して発した発言である。
- (19) 前掲注18・大阪弁護士会69頁(大阪弁護士会発言部分)。本文に引用したのは、大阪弁護士会が、2021年2月1日に実施された司法事務協議会にて、大阪高等裁判所・大阪地方裁判所・大阪家庭裁判所に対して発した発言である。
- (20) 笹田栄司『実効的基本権保障論』(信山社、1993年)317-318頁。
- (21) 前掲注1・片山52頁。
- (22) 前掲注13・市川209頁。
- (23) 瀬木比呂志『檻の中の裁判官——なぜ正義を全うできないのか——』(角川新書、KADOKAWA、2021年)163-164頁。瀬木

- 比呂志『絶望の裁判所』（講談社現代新書、講談社、2014年）133-139頁も参照。
- (24) 瀬木比呂志『ニッポンの裁判』（講談社現代新書、講談社、2015年）215-216頁、圓道至剛『企業法務のための民事訴訟の実務解説（第3版）』（第一法規、2022年）272-273頁。門口正人ほか「通常訴訟」門口正人編『裁判官に聴く民事裁判の実際と要点』（有斐閣、2019年）38-39頁（永谷典雄裁判官の発言）も参照。
- (25) 前掲注24・瀬木（2015年）224頁。
- (26) 弁護士ドットコムタイムズ「弁護士が語る！ 問題がある裁判官たち Vol.1」（2021年）弁護士ドットコムニュースウェブサイト（<https://www.bengo4.com/lawyer/mypage/news/articles/61978/>）。同ウェブサイトの全文は、弁護士のみ閲覧可能である。
- (27) 「キャリア裁判官」の外延は、必ずしも明確ではない。西川伸一は、裁判官幹部人事について重要な実証研究を行っているところ、西川は、「裁判官幹部ポスト」として12種類のポストを挙示している。西川伸一『裁判官幹部人事の研究——「経歴的資源」を手がかりとして（増補改訂版）』（五月書房新社、2020年）19頁。本稿が論ずる「キャリア裁判官」も、基本的に、西川の挙示に依拠している。
- (28) 草野芳郎『新 和解技術論——和解は未来を創る』（信山社、2020年）21頁。
- なお、引用文中に、「事件を落とす」という表現がある。この点について、瀬木比呂志は、裁判官の言葉遣いについて、以下のように批判する。「裁判官は、どうしても、ある程度和解を押し付けてでも、なるべく早く落としてしまおう、『処理』してしまおう、としたりしますね。……裁判官の日常会話では、『先月は何件処理した、落とした』というものの方がいいんです。『33件も処理した。和解で15件も落としたぞ』といったふうだね」。瀬木比呂志・清水潔『裁判所の正体——法服を着た役人たち——』（新潮社、2017年）122頁（瀬木比呂志発言部分）。
- (29) 米倉裕樹ほか「弁護士は民事裁判をどう見ているか（調査結果の分析）」自由と正義（日本弁護士連合会）64号（2013年8月号）45頁、松森彬「なぜ民事裁判の弁護士調査を行ったか」同33-36頁。
- (30) 佐伯昌彦「訴訟上の和解に関する当事者および弁護士の意識」佐藤岩夫ほか編『現代日本の紛争過程と司法政策——民事紛争全国調査 2016-2020』（東京大学出版会、2023年）353頁。なお、「本人訴訟当事者に関しては分析対象者が少ないこともあり判然としにくい」とされている。同360頁。
- (31) 垣内秀介「和解をめぐる利用者の評価の変化」菅原郁夫ほか編『民事訴訟の実像と課題——利用者調査の積み重ねが示すもの』（有斐閣、2021年）153-155頁。
- (32) 溝内有香ほか「裁判官評価情報の『集計と分析』6——弁護士が見た裁判官のすがた——」月刊大阪弁護士会211号（2022年9月号）21-30頁。本文掲記の「……」（かぎっこ）ごとに、異なる弁護士から提供された情報である。すべて異なる裁判官に対する情報であるか、あるいは一部に、複数の弁護士が同一の裁判官に対して提供した情報が含まれているかは不明である。
- (33) 吉戒修一ほか「座談会 新しい裁判官人事評価制度の15年と弁護士による情報提供の意義」LIBRA（東京弁護士会）18巻9号（2018年9月号）10頁（吉戒修一発言部分）。吉戒修一は、東京高等裁判所長官・大阪高等裁判所長官などを歴任したキャリア裁判官である。
- (34) 笹田栄司「訴訟上の和解を媒介にした政策形成——司法の役割とその限界——」判例時報2514号（2022年6月1日号）126-138頁。
- (35) 刑法学では従前、量刑相場の規範的拘束力を否定する見解が支配的であったが、最近の刑法学では、量刑相場に一定の規範的拘束力を認める見解が有力となりつつある。前者の例として、小池信太郎「裁判員裁判における量刑評議について——法律専門家としての裁

- 判官の役割——」法学研究（慶應義塾大学）82巻1号（2009年）629-630頁。後者の例として、野村健太郎『量刑の思考枠組み』（成文堂、2020年）142-144頁、十河隼人『量刑の基礎理論』（成文堂、2022年）416-420頁。
- (36) 最高裁判所の司法研修所は、ほぼ毎年、司法研究報告書を刊行している。この司法研究報告書は、裁判所の事実上の公式見解と理解されており、裁判実務において大きな重要性をもつ。2015年度（平成27年度）司法研究報告書は、司法研修所編『裁判員裁判において公判準備に困難を来した事件に関する実証的研究』（法曹会、2018年）として公刊された。弁護士の後藤貞人は、同書について、以下のように述べる。上記司法研究報告書は「再三『当事者追行主義』に言及している」。しかし、その「言及は、当事者追行主義に基づく公判前整理手続をいかに実現するかという文脈で述べられているのではない。逆に、当事者に追行を任せる」と長期化してしまうことがあるので、裁判所の権限を行使して介入せよ、ただし、当事者追行主義が原則とされているので、強制まではできない、という文脈で語られる。強調されているのは、実は、当事者に追行を任せるなどということである」。後藤貞人「公判前整理手続における争点および証拠の整理のあり方」季刊刑事弁護99号（2019年秋号）11-12頁。
- 村瀬均は、東京高等裁判所部総括判事・宇都宮地方裁判所所長などを歴任したキャリア裁判官である。村瀬は次のように述べる。「裁判所が複数ある間接事実の推認力を検討し、かなり弱い推認力しかない間接事実の主張を取り下げるよう当事者に働き掛ける……こと自体は……〔公判前整理手続〕の制度趣旨にも合致する」。上記2015年度（平成27年度）司法研究報告書も「このような働き掛けを充実した審理の実現を目的としたものとして位置づけ」、当事者の主張のうち「判断のポイントとはかけ離れていると考えられる部分については、再検討を促すなどの働き掛けを行

- うのが相当としている」。しかし、「当事者と裁判所との間で推認力の程度についての認識が異なり、当事者が裁判所の〔上記〕再検討の要請に必ずしも納得していない例が多い」。村瀬均「争点整理における法曹三者の役割」秋吉淳一郎ほか編『これからの刑事司法の在り方（池田修先生・前田雅英先生退職記念論文集）』（弘文堂、2020年）322-323頁。
- (37) 森炎『量刑相場——法の番人たちの暗黙ルール——』（幻冬舎新書、幻冬舎、2011年）3-4頁。
- (38) 前掲注32に同じ。
- (39) 前掲注16・最高裁判所（2021年）128-129頁。
- (40) 遠藤邦彦「量刑判断過程の総論的検討」大阪刑事実務研究会編著『量刑実務大系1 量刑総論』（判例タイムズ社、2011年）122頁。著者の遠藤邦彦は、神戸地方裁判所所長・裁判所職員総合研修所所長などを歴任したキャリア裁判官である。
- (41) 最高裁判所は1999年、司法制度改革審議会に対し、「司法制度改革に関する裁判所の基本的な考え方」を表明した。そのなかに、次のような一節がある。「近代的司法制度創設から数えても、既に100年以上を経過し、この間に我が国の歴史的、社会的風土の中で独自の法文化が形成され、我が国の司法制度は、これらの諸外国と異なる独自の特徴を備えるに至っている。……／統一性と等質性／我が国の社会は、歴史的、地理的な条件等から、諸外国と比べるとかなり同質的であるといえようし、国家機構も連邦と州といった二重構造を採っていない。このような背景もあって、我が国の司法制度は、かなり統一的な構造となっている。さらに、我が国社会の平等志向を反映して、司法制度の運用における等質性の要請は極めて強い。／このため、司法運営に当たっては、全国的に統一された制度のもとで、等質な司法サービスを提供し、等しく公正な裁判を実現することが重視されている」。裁判所ウェブサイト (<https://www.courts.go.jp>)

/about/sihou/kaikaku_sihou_21/index.html)。

このように最高裁判所は、1999年の段階で、日本司法の特徴として、「統一性と等質性」を強調していた。このような発想は、量刑相場の正当性を裏付けうる。

佐藤岩夫は、このような〈統一的・等質的〉司法観は、裁判官の独立を制約し、司法の応答性を弱める方向で作用していると指摘しており、重要である。佐藤岩夫『司法の法社会学Ⅱ 統治の中の司法の動態』（信山社、2022年）93-107頁。

(42) 前掲注40・遠藤172頁。

(43) 司法研修所編『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』（法曹会、2012年）25-28頁。同書は、2009年度（平成21年度）司法研究報告書が公開されたものである（前掲注36参照）。

(44) 民事・行政訴訟について、「地方裁判所の民事・行政事件における裁判官に対する除斥または忌避の申立ての件数が毎年300件前後あるにもかかわらず、忌避申立てが認容された裁判例は、ほとんどないに等しく、公刊された判例集において、裁判官の忌避申立てが認容された民事訴訟の事例は、皆無であるといわれてきた」。高田賢治「除斥原因から考える忌避事由——金沢地決平成28年3月31日」加藤哲夫ほか編『現代民事手続の法理——上野泰男先生古稀祝賀論文集』（弘文堂、2017年）37頁。

刑事訴訟について、後藤昭・白取祐司編『新・コンメンタール刑事訴訟法（第3版）』（日本評論社、2018年）42-47頁（豊崎七絵執筆部分）。

(45) 青沼陽一郎『裁判員Xの悲劇——最後に裁かれるのは誰か』（講談社、2009年）198-210頁は、多くの弁護士に取材し、「栄転決議」の実態を生々しく描いている。また、弁護士らの座談会でも、「栄転決議」への言及がある。弁護士ドットコムタイムズ「裁判官と交流する？ 情報収集は？ 弁護士が語る！ 問題がある裁判官たち Vol.3」（2021年）弁護

士ドットコムタイムズウェブサイト(<https://www.bengo4.com/times/articles/366/>)。

(46) 吉原裕樹「裁判の公開原則の意義と実現」憲法研究（辻村みよ子責任編集、信山社）8号（2021年5月号）167-182頁。

〔後記〕

本研究は、一般財団法人司法協会による研究助成（個人研究）を受けたものである。本稿の内容は、もっぱら筆者の私見に基づくものであって、いかなる組織・団体をも代表するものではない。

筆者は、2022年10月29日、日本公法学会（個別報告セッション）にて「危機時の司法機能維持と裁判を受ける権利」と題する研究報告を行った。本稿の内容は、同研究報告の内容を基礎としつつ、これに大幅な改編・加筆修正を加えたものである。上記研究報告（自体）の概要は、公法研究（日本公法学会）84号（2023年）に掲載される予定である。

日本公法学会における上記研究報告では、以下の11人の先生方から質問をいただくことができた（質問順。所属は上記研究報告時）。大野悠介先生（下関市立大学）、毛利透先生（京都大学）、山元一先生（慶應義塾大学）、奈須祐治先生（西南学院大学）、辻雄一郎先生（明治大学）、植木淳先生（名城大学）、石原佳代子先生（京都大学）、山本健人先生（北九州市立大学）、木下智史先生（関西大学）、木下昌彦先生（神戸大学）、秋山肇先生（筑波大学）。筆者の力不足のため、本稿でも、いただいたすべての質問内容に対して応答できたわけではない。しかし、上記の先生方からいただいた質問は、いずれも本質的かつ非常に重要なものであった。心より御礼申し上げる。

（よしはら ゆうき 大阪経済法科大学
法学部准教授・弁護士）

（受付日：2022/12/26、受理日：2023/02/22）

政經研究 No.120

2023年6月1日発行

編集・発行 公益財団法人 政治経済研究所『政経研究』編集委員会

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4
TEL 03-5683-3325 FAX 03-5683-3326
振替 00100-2-22661 公益財団法人政治経済研究所
<http://www.seikeiken.or.jp/> e-mail : office@seikeiken.or.jp

編集委員長 齋藤正美

編集委員 青木哲夫 浦田賢治 大久保亮治 小山吉亮
坂本正 澁谷朋樹 村上研一 山口由二

印刷所 北草社

〒340-0041 埼玉県草加市松原1丁目2-7-107
TEL 048-943-3442 FAX 048-943-3442